

令和4年11月17日

北千葉広域水道企業団
総務部総務調整室
電話 047-345-3211

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求訴訟の提起について

令和元年11月22日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令が行われました。これを受け、当企業団は活性炭購入に係る契約に関与した9事業者に対し、令和4年3月30日付けで、損害賠償請求通知書を発送しましたが、現在に至るまで支払がないため、訴訟により損害賠償を求めることとし、下記のとおり千葉地裁に提訴しました。

1 提訴の相手方 本町化学工業株式会社ほか8事業者

- ・本町化学工業株式会社
- ・フタムラ化学株式会社
- ・大阪ガスケミカル株式会社
- ・水ing株式会社
- ・株式会社クラレ
- ・ダイネン株式会社
- ・カルゴンカーボンジャパン株式会社
- ・朝日戸過材株式会社
- ・セラケム株式会社

2 訴訟提起日

令和4年11月16日

3 提訴による請求額

金 115,711,779 円及び遅延損害金(各代金支払日から損害賠償金支払済みまで年5分の割合による金員)

4 請求額の算定方法

損害賠償請求額は、談合対象契約時の支払額と談合対象契約以後の単価の平均(平成29年度～平成31(令和元)年度)にて得た額の差を損害額として算定した。

5 請求の根拠

民法第709条(不法行為による損害賠償)及び第719条第1項(共同不法行為者の責任)

6 提訴裁判所

千葉地方裁判所

(参考) 命令の詳細については「公正取引委員会ホームページ」を参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html